

岩手県告示第442号

令和5年8月4日付け岩手県報第12319号登載保安林の指定（令和5年岩手県告示第403号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林に係る通知の要旨

- (1) 保安林の所在場所 久慈市夏井町夏井第4地割80の1
- (2) 所在が不明である通知の相手方 増田重雄

2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所